

独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議の会議の公開について（案）

平成 年 月 日

大学ポートレート運営会議決定

（総則）

- 1 独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第9条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。

（会議の公開）

- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」とする。）は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
 - 一 議長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
 - 二 議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

- 3 運営会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレートセンターに申し出て、許可を得るものとする。
- 4 前項の許可を得た者（以下「傍聴人」という。）は、議長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 5 傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

- 6 運営会議の会議資料は、原則として公開とする。ただし、議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合についてはこの限りではない。

（議事録の公開）

- 7 議長は、運営会議の会議の議事録を作成し、原則として公開するものとする。ただし、議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合はこの限りではない。